



## 【名古屋オーシャンズ フットサルスクール】規約

**第1条【名称・組織及び所在地】**当スクールは、名古屋オーシャンズ フットサルスクール（以下本スクールという）と称し、事務局を愛知県名古屋市天白区植田山 1-406-2 スクール本部事務所に置き、株式会社 UNICO MANAGEMENT が運営、プロフットサルチームである名古屋オーシャンズの下部組織として公式に認定されたものである。

**第2条【趣 旨】**本スクールは、個人の成長に合わせた指導による少年少女たちの健全な育成と、フットボール（サッカー、フットサル）を生涯スポーツととらえ子供の可能性を高めていくことと、一つの社会団体としてコミュニケーションの場となることで地域に根差したスポーツ文化の発展・活性化への寄与とを目的とする。

**第3条【入会資格及び入会手続き】**本スクールに入会できる者は、心身ともに健康であり保護者も本規約に準ずることを承諾し、本スクールが入会に適すると認めた者とする。入会許可者は、所定の書類に記入捺印し提出するとともに、所定の方法で入会諸費用を納めることとする。

**第4条【会 費】**会費は別に定める年会費、月会費及びその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない。また、一旦納入した諸費用は理由の如何を問わず返還しない。その他、本スクール事業で新たに経費を必要とする場合はその都度徴収する。

**第5条【退会・休会】**本スクールを退会する場合には、退会する前月の 20 日までに申し出なければならない。（3 月 31 日に退会する場合は 2 月 20 日までに申し出る。申し出が遅れたことにより、事務手続きが間に合わない場合は返却不可）何らかの理由で一定期間休会する場合には必ず事前に申し出ることとする。

**第6条【保 険】**入会者は入会と同時に本スクールが指定する傷害保険に全員加入する。加入の手続きは本スクールが行なう。

**第7条【負傷時の処置と免責】**会員が本スクールの練習中または試合中に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、通院、入院等については、本スクールは責任を負わない。また、スポーツ活動中における傷害等について、本スクールが指定する傷害保険以外の法律的な権利を主張しないこととする。

**第8条【除 名】**本スクールは、本規約の事項について違反を犯す者や本スクールの名誉を損なう等、会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。

**第9条【休校・閉鎖】**本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他、通常のスクール継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休校、もしくは閉鎖することができる。

**第10条【選手登録】**本スクールはチーム活動ではなくスクール活動であり、入会する事によって日本サッカー協会選手登録をすることは無い。よって、会員は他の団体にて選手登録をして公式戦に出場することが可能である。

**第11条【会員遵守事項】**会員は本規約を遵守するとともに、本スクールの指導者の指示に従うこととする。本スクール内の諸規則や規約、指導者の指示に従わないで起きた事故、事件、盗難について本スクールは賠償を負わない。また、本スクールや他の会員に迷惑をかけた者（保護者同様）に対しては、相当期間、本スクールへの参加不許可又は退会を指示できる。

**第12条【肖像権に関する取り扱い】**本スクールが撮影した写真及び動画が、ホームページ及び SNS、YouTube 等で公開されることがある。本スクールは撮影した写真及び動画の収益を受け取ることができ、会員はその対価を請求することはできない。

**第13条【附 則】**本スクールは、必要に応じ随時、本規約を改訂することができる。本規約に関する事項については細則を定めることができる。

**苦情相談窓口(スクール本部) TEL 050-4560-2330 Emai info@oceansschool.com**